

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学研究データ管理ポリシー

令和7年11月14日制定

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「本法人」という。）は、その理念に、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、健康寿命の延伸に資する教育研究を通じ、国際社会に貢献する「知と人材の拠点」を目指すことを掲げている。さらに、基本方針の一つに、研究成果の社会実装を積極的に進め、幅広い視点から人類の健康増進や疾病予防に貢献することを掲げている。ここに、研究データを適切に管理し、広く世界に公開・発信することを表明し、上記理念を具現化するために必要な研究データ管理の原則を定める。

第1 本ポリシー策定の目的

本法人の研究活動に従事する研究者の主体的な研究活動を最大限に尊重した上で、本法人の研究活動における研究データの取扱いに関する基本方針を定め、もって本法人の理念の実現に寄与することを目的とする。

第2 定義

1 研究者

本ポリシーにおける「研究者」とは、本法人における研究活動に従事する全ての教職員、学生等をいう。

2 研究データ

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本法人の研究活動の過程で研究者によって取得・収集・生成された情報、またはそれに付随する活動によって生成された情報をいう。

3 研究データ管理

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、研究者によるデータの取得、収集から保存、公開、利活用等までのデータライフサイクルの各段階におけるデータの管理をいう。

第3 研究者の責務

研究者は、研究実施前に策定される研究データ管理計画に沿って、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守の上、各学問領域において要求される倫理や規範に従い、研究データを適切に取得、収集、保存、管理し、公開及び利活用に努める。ただし、第三者の権利及び法的利益を害する場合はこの限りではない。

第4 大学の責務

本法人は、研究データ管理を支援する環境の整備を推進する。

第5 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。